

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

「燃費基準達成建設機械の認定に関する規程」の一部改正について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配ご高配を賜り、
厚くお礼申し上げます。

さて、標記規程については、燃費が最も優れた建設機械の燃料消費性能を勘案
して定めた燃費基準を達成する建設機械の形式等に関して必要な事項を定める
ことにより、燃費基準達成建設機械への関心と理解を深め、二酸化炭素排出低減
に資する燃費基準達成建設機械の普及促進を図るとともに、燃費性能の優れた建
設機械や建設施工に関する建設業者による自発的な活動の実施を促進し、地球環
境保全に寄与することを目的に平成25年3月に定められました。

今般、燃費基準値を設定した当初の3機種「油圧ショベル（バケット容量0.2
5m³～1.7m³）」「ブルドーザ（定格出力19KW～300KW）」「ホイールローダ（定格
出力40KW～230KW）」、更に平成26年に追加した「油圧ショベル（バケット容
量0.085m³～0.25m³）」に加え、「ホイールクレーン（最大吊り荷重4.9～79ton）」
を追加した旨、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課長より別添のとおり
通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。